

【特産品PRを目的に農園開設】～鹿児島南さつま市～

1 市民農園名

ガンバリーナらっきょう村(南さつま市万世地区)

2 地区の概要

万世地区は南さつま市北西部に位置しており、市中心部から車で10分程度とアクセスは良好である。

海岸沿いである同地区は砂丘地であり作物に限られる中、砂丘らっきょうの栽培が盛んとなっている。



ガンバリーナらっきょう村

3 市民農園開設の経緯

平成8年に地域特産品のPRや消費者と産地間の交流を目的に、JA、南さつま市などを構成員とした「るびなす観光農園協議会」が発足し、同年には「るびなす観光農園」が設置されることとなった。同観光農園はらっきょう農園、近隣の農家が運営する、みかんやぶどうのもぎとり農園で構成されていた。

その後、もぎとり農園を運営していた農家が協議会から独立した運営を希望したこと、特産品のPRは十分出来たとの実感が得られたことなどを要因に、平成27年5月の収穫祭をもって閉園することとなった。

ところが、閉園の意向を農園利用者に伝えたところ、農園継続を望む声が多くあったため、新たならっきょう農園を模索することとなった。

平成27年6月には農園利用者に対して、次年度からの申込みの意向、使用料の設定額等についてアンケート調査が実施され、結果を基にして募集区画を60区画、1区画の利用料金は年間11,000円に設定された。

こうして、平成27年7月30日新たに「ガンバリーナらっきょう村運営協議会」が発足し、らっきょう農園として運営を継続することとなった。



市民農園看板



管理人の上舞さん

4 施設概要

- 所在地 南さつま市加世田高橋
1952番地2
- 施設総面積 2,993㎡
- 区画面積 1区画当たり 20㎡
- 区画数 65区画
- 利用料金 11,000円/年間
- その他

隣接する物産センター「るびなす」
の駐車場やトイレを利用可能



らっきょう栽培風景

5 管理・運営等

管理運営主体：ガンバリーナらっきょう村運営協議会

6 農園の特徴

- 例年、60から70区画の利用申込みがあるが、市外の利用者が約6割となっている。近隣の市町村からのアクセスも良好であること、幹線道路沿いに位置していること、管理人が適切な管理を行っていること等が要因と考えられている。
- ふるさと納税区画も設定されており、納税者には収穫されたらっきょうが発送される。
- 物産センターの他、温泉施設や宿泊施設が隣接して設置されている。
- 利用者は主に定植作業と草とりを行い、普段の管理は管理人が対応している。また、JAが協議会の構成員となっており、病害対策等を行っている。

7 イベント・交流活動等

- らっきょうの定植時期は9月であるため、毎年9月下旬に入村式が開催され、らっきょうの定植作業が利用者により行われる。定植の仕方などを管理人が指導している。
- 収穫祭が例年5月に実施されている。加世田地区生活研究グループ連絡協議会が構成員となっており、当日はらっきょうを使った料理が振る舞われる。らっきょう料理のレシピも配布される。
- JA担当者の審査により、普段の作業や管理状況が良好な区画は、優良区画として収穫祭で表彰される。



毎年5月の収穫祭

8 施設設置効果

- 普段の管理を利用者が行い、利用者の孫が収穫作業を楽しむなど、家族交流の場となっている。
- 収穫祭時のらっきょう料理レシピ配布など、地元特産品のPRに役立っている。

9 今後の課題・問題点等

- 例年60から70区画の申込みはあるものの、利用者自体はわずかではあるが減少しつつあるため、利用者の確保が課題となっている。このため、翌年度の利用意向確認、市の広報誌等での利用者募集が行われている。

【問い合わせ先】

南さつま市役所農林振興課農政係 電話 0933-53-2111
(Eメールアドレス) e_nousei@city.minamisatsuma.lg.jp